ラストマイルと民事責任

レベル４ ラストマイル実用化に向けての課題

早稲田大学名誉教授
浦 川 道 太 郎

ラストマイルにおける民事責任上の課題

- ラストマイル事故被害者への迅速な救済

- ラストマイル事業のステークホルダ間での公平な損失分担
  事故被害者に賠償金を支払った者と他のステークホルダとの間の適切な損失の分担

検討のための事例

ラストマイル事業契約関係

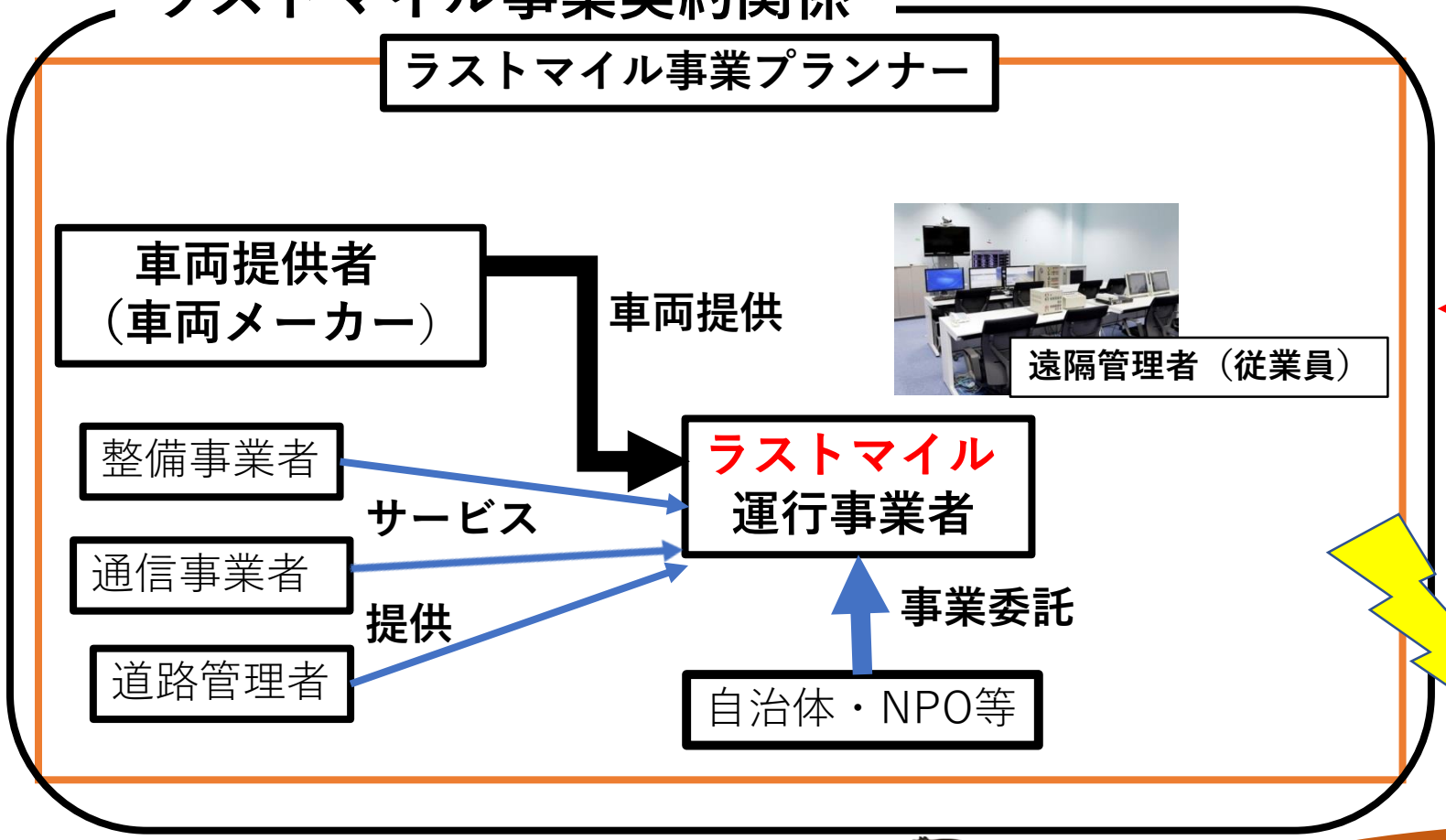

利　用

利用者（乗客）

ODD外では
運転者による
運転

事故被害者

ラストマイル事業
レベル４
ODDと呼ばれる限定領域の範囲内で
無人・自律走行

ラストマイル事業と多様なステークホルダ

ラストマイル事故被害者と ステークホルダへの損害賠償請求権

民法709条

民法715条（使用者責任）

国賠法1条・使用者責任

民法709条・製造物責任

事故被害者

検討のための事例

自賠法３条
運行供用者責任

製造物責任法3条
製造物責任

国賠法2条
営造物責任

ラストマイル事業プランナー

ラストマイル事業を企画
自治体・ＮＰＯ等に事業提案

事業提案

自治体・ＮＰＯ等

ラストマイル事業の実施を
ラストマイル運行事業者に委託

事業委託

ラストマイル
運行事業者
（バス会社等）

車両の
運行事業を実施

遠隔管理者
（従業員）

車両の走行監視・操作
はせず、運行状況を確認

サービス提供

車両提供

車両提供者
（車両メーカー）

サプライア等

部品・システムの
供給・提供

整備事業者

車両の修理・整備

通信事業者

遠隔管理者と車両との間の
通信を担当

道路管理者
（国・自治体等）

ＯＤＤの走路を管理

ラストマイル車の交通事故と民事責任の課題（前提の整理）

●事故被害者は、ラストマイル運行事業者に対して自賠法３条による運行供用者責任を追及することは可能か。※

※国土交通省研究会において議論中

●ラストマイル運行事業における遠隔管理者の位置づけ

課題

遠隔管理者とその位置づけ

(1)車外の運転者？

ジュネーブ条約

(2)遠隔管理者の位置づけ

Ｌ４の定義の下で

ジュネーブ条約

道交法７０条　※

甲車（自動運転状況）との関係

乙車（自動運転外）との関係

※警察庁において議論中

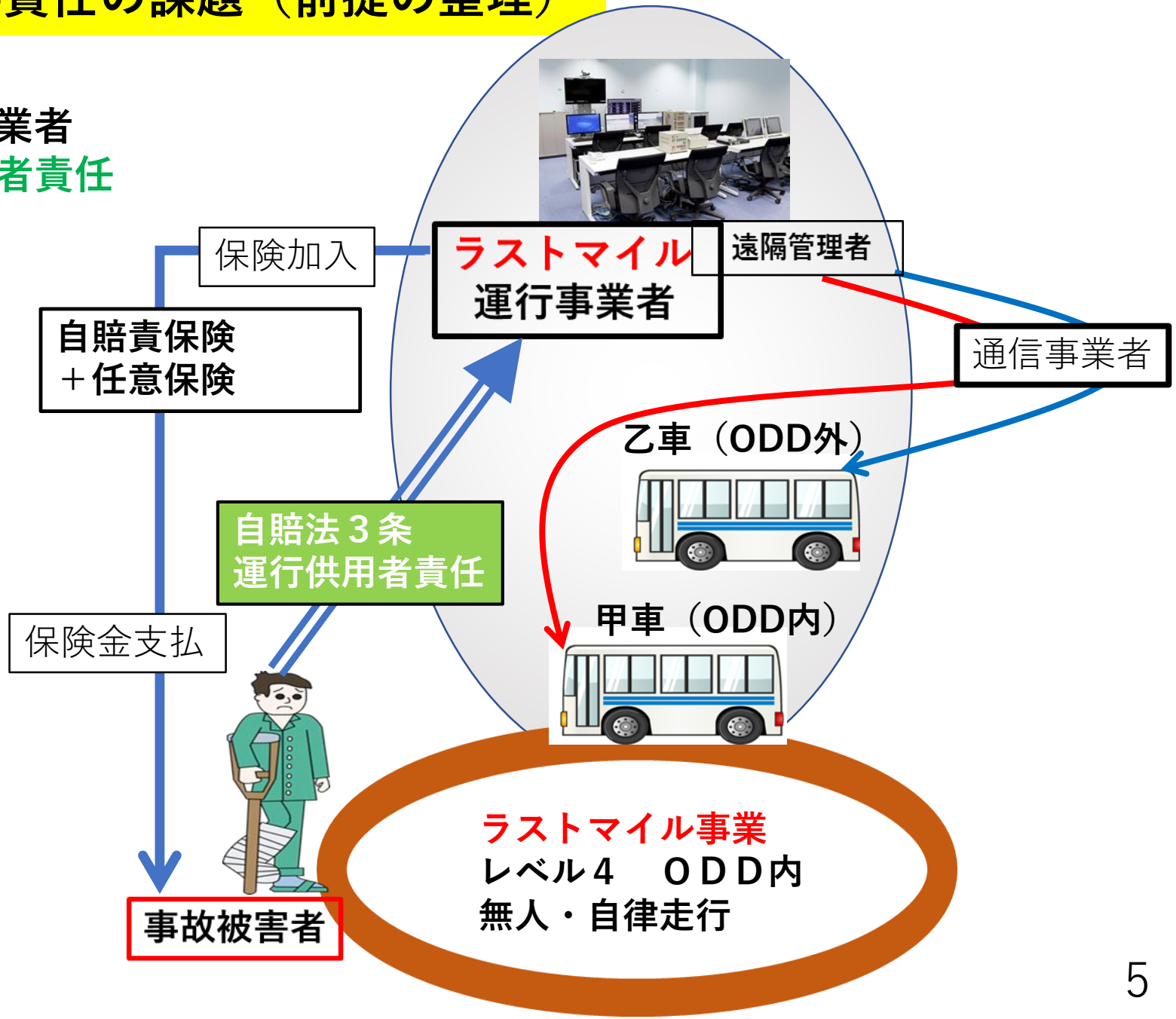

遠隔管理者の位置づけ

課題

(1) 遠隔管理者⇒車外の運転者？
　　ジュネーブ条約との整合性の確保

ジュネーブ条約
第8条第1項：一単位として運行されている
車両には運転者がいなければならない。
　⇒整合性確保のための措置を検討中
　　国際連合欧州経済委員会（ＵＮＥＣＥ）
　　道路交通安全作業部会（ＷＰ１）における
　　実証実験での車外運転者の許容⇒実用化段階？

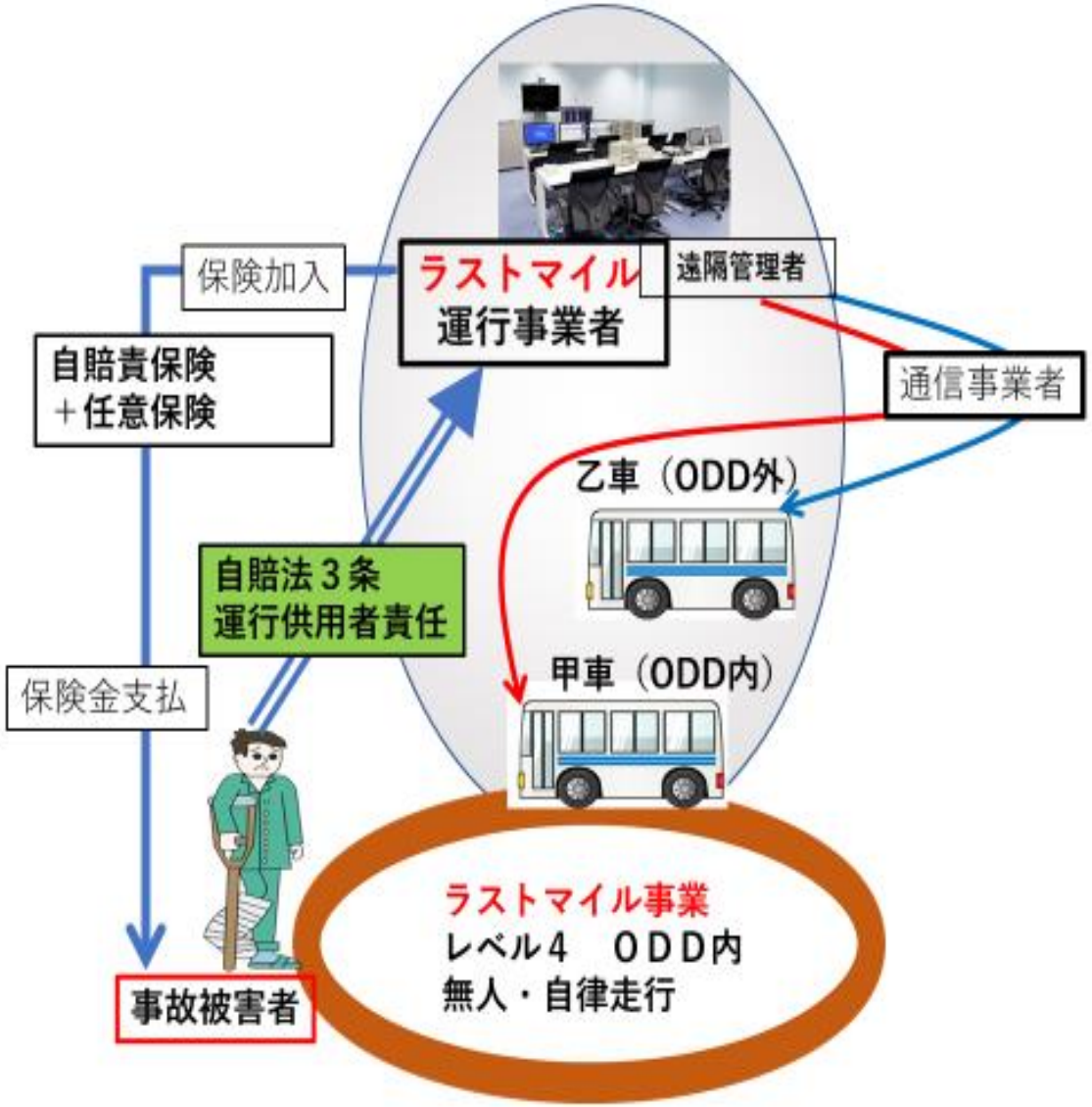

遠隔管理者の位置づけ

(2)遠隔管理者の位置づけ
Ｌ４の定義の下で

●Ｌ４
特定の状況下で運転操作を全てシステムが行い、ODDと呼ばれる限定領域の範囲内であるという条件が続く限り、運転操作にドライバーが全く関与しない。

●ジュネーブ条約
第８条第５項：運転者は、常に、車両を適正に操縦できなければならない。
●道交法
第７０条：車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

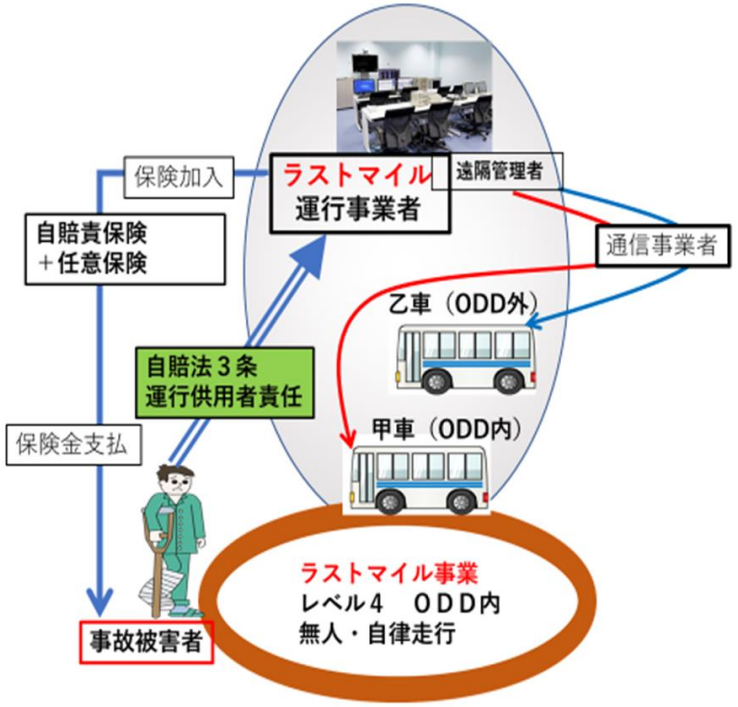

課題
「運転者」概念の整理が必要
（ジュネーブ条約・道交法）

甲車（ODD内・自動運転状況）との関係
　運転⇒システム
　遠隔管理者⇒運転者？
乙車（ＯＤＤ外）との関係
　運転者

ラストマイル車の交通事故と迅速な被害者救済

自賠法３条（運行供用者責任）に基づく自賠責保険※
＋自動車保険（既存の任意保険）
＋「被害者救済費用特約」（自動運転用に新設）

※国土交通省研究会において議論中。

保険金支払

保険加入

ラストマイル
運行事業者

遠隔管理者

損害賠償請求権

事故被害者

国賠法２条
（営造物責任）？

必要に
応じて
求償

車両提供
車両提供者
（車両メーカー）
サプライア
サプライア

製造物責任法
⇒ＰＬ保険

民法709条・国賠法等
⇒賠償責任保険？

整備事業者
通信事業者
道路管理者
自治体・NPO等

サービス
提供

事業委託

ラストマイル車の交通事故における事故調査/原因究明に向けた課題

記録媒体（「ＥＤＲ等」）の設置による事故原因究明

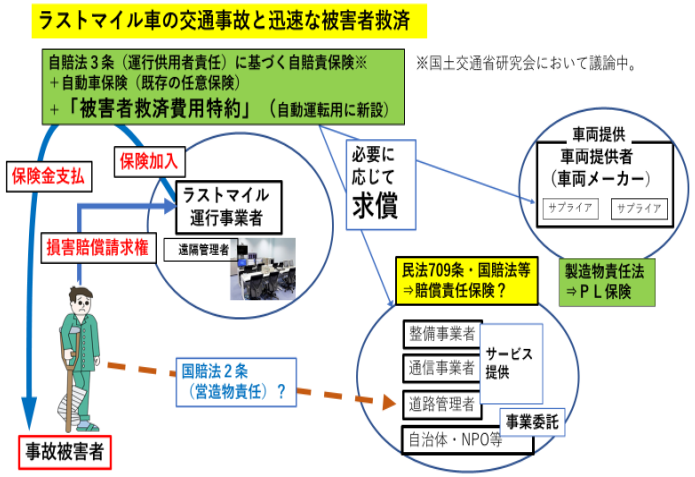

記録媒体に関する今後の制度設計と制度整備は大きな課題である

- ●記録媒体⇒走行中の情報項目について、国際基準調和を目指した統一的規格
  事故解析に必要・十分な情報（個人情報保護の観点から絞り込みと整理）
- ●事故時の情報の保存と事後的改変の禁止
- ●記録媒体に保存された情報の所有者と情報の提出義務
- ●事故情報の解析機関と解析された事故情報の利用者の範囲
- ●事故情報の取扱いに関する個人情報・プライバシー保護

ラストマイル・ステークホルダの責任を担保する賠償責任保険の整備

ラストマイル車による交通事故の被害者は、ラストマイル事業に関与する関係者全員に対して、自賠法・製造物責任法・民法による損害賠償責任が成立するならば、いずれの関係者に対しても損害賠償請求をすることが可能である。
このため、ラストマイル事業の関係者は自らの（潜在的な）損害賠償責任について確認するとともに、損害賠償請求に応じられるよう賠償責任保険の配慮が必要である。

課題
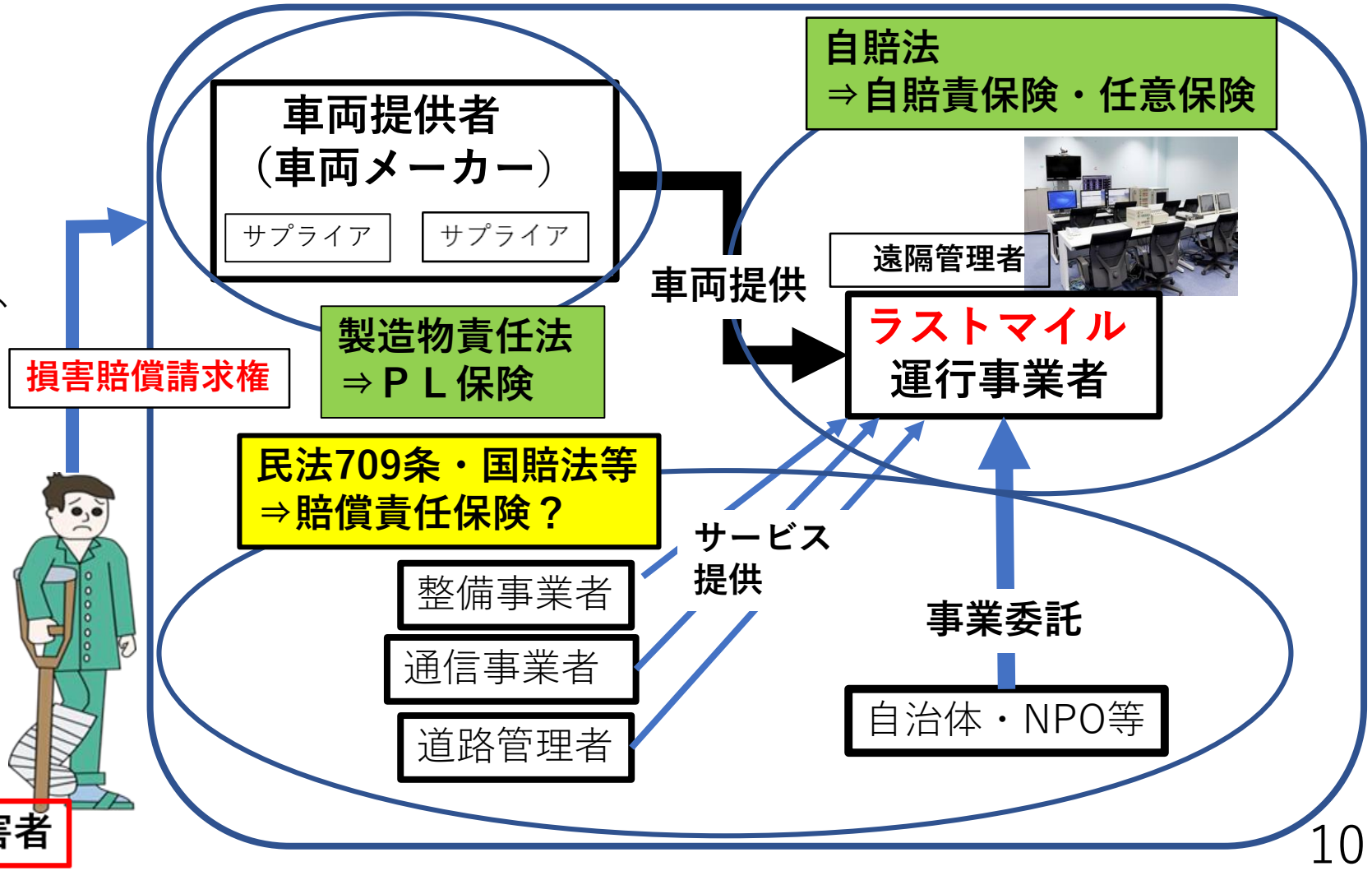
既存の任意保険、ＰＬ保険及びその他関係者の賠償責任保険を組み合わせた関係者に使いやすい「ラストマイルに関する保険」を完備する必要があろう。